

- 税・保険・年金
- 健康・福祉
- 高齢者
- 子育て・教育
- 安全・安心
- まちづくり・環境
- 求人・産業
- 人権・文化
- スポーツ・野外活動
- その他

- 税・保険・年金
- 健康・福祉
- 高齢者
- 子育て・教育
- 安全・安心
- まちづくり・環境
- 求人・産業
- 人権・文化
- スポーツ・野外活動
- その他

## 税・保険・年金

### 休日窓口開庁日

平日の開庁時間に納付・相談できない人は利用してください。

- 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料および保育料の納付相談。病気や失業などの事情で納付に困っている場合の相談。市税、各種保険料などの納付。

**日時** 5月12日(日)9時～17時  
**場所** 市役所本館1階 徴収対策課  
**問合せ** 徴収対策課

### 軽自動車税(種別割)の減免 **要申請**

身体障がい者手帳などを交付された人のための減免制度があります。申請に必要な書類などは問い合わせを。

**申請** 納税通知書が届いてから**5月31日(金)(納期限)まで**に、減免申請書を税務課へ提出 **注意** ●軽自動車等の所有者(納税義務者)であることが原則。●普通乗用車などで自動車税の減免を受ける場合、重複して受けることはできません。●障がいの程度などによっては、減免を受けることができない場合あり。

**問合せ** 税務課 軽自動車税担当

### 源泉徴収義務者向け 定額減税説明会 **要予約**

令和6年度税制改正の大綱に基づく説明(門真税務署・門真納税協会共催)。

**日時・場所** ①4月16日(火)・24日(水) 13時30分～14時30分 ②5月16日(木) 11時～12時 / 13時30分～14時30分(これ以降の日程は国税庁や門真納税協会ホームページに掲載) **場所** ①門真納税協会3階会議室 ②大東市立市民会館 3階中会議室 **申込** LINE(国税庁LINE公式アカウント)か電話 **問合せ** 門真税務署 ☎06(6909)0181(代表)

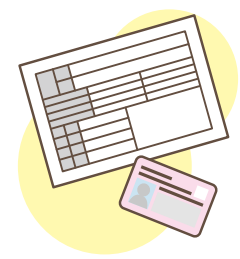


電話案内			
市役所(代表)	☎072(877)2121	岡部保育所	☎072(878)4400
市役所(代表)	☎0743(71)0330	子育て総合支援センター	☎072(877)5455
田原支所	☎0743(78)0175	児童発達支援センター	☎072(877)7373
市民総合センター	☎072(879)2121	老人福祉センター楠風荘	☎072(879)1800
市立公民館	☎072(879)3939	にし地域包括支援センター	☎072(863)0170
四條畷図書館	☎072(878)3743	なわて地域包括支援センター	☎072(862)3366
田原図書館	☎0743(78)8844	たわら地域包括支援センター	☎0743(70)1249
グリーンホール田原	☎0743(78)5670	福祉コミュニティセンター	☎072(878)7500
歴史民俗資料館	☎072(878)4558	社会福祉協議会	☎072(878)1210
教育文化センター	☎072(878)0020	大阪広域水道企業団 四條畷水道センター	☎072(876)6221
市民総合体育館(サン・アリーナ25)	☎072(862)0111	大東四條畷消防本部(代表)	☎072(875)0119
市民活動センター	☎072(862)0651	北河内こども夜間救急センター	☎072(840)7555
野外活動センター	☎072(877)0778	粗大ごみ受付センター 月～金・祝日 9時～17時 ※聴覚・言語障がい者のみ FAX 072(866)5067	☎072(864)1015
保健センター	☎072(877)1231		
忍ヶ丘あおぞらこども園(しのぶ棟)	☎072(877)5572		
忍ヶ丘あおぞらこども園(あおぞら棟)	☎072(877)7583		

### 住民税決定証明書のコンビニ交付

3月1日(金)から、マイナンバーカードを使って全国のコンビニエンスストアで住民税決定証明書(所得証明書・課税証明書)が取得できるようになりました。※転出の手続きをしないと取得できません。

**時間** 毎日6時30分～23時(メンテナンス日除く) **場所** セブンイレブン、ローソン、ファミリーマートなど(マルチコピー機設置店のみ)  
**持物** マイナンバーカード、マイナンバーに登録された4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書暗証番号) **費用** 1通300円  
**問合せ** 税務課 市民税担当



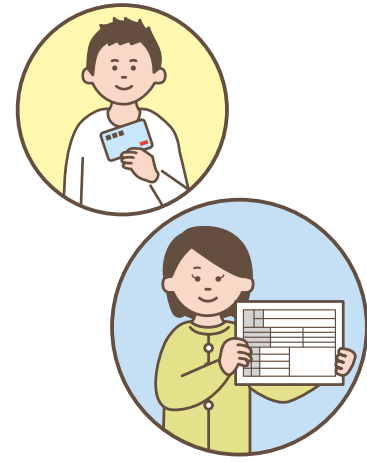
### 国民健康保険 各届け出は14日以内に

変更があった日の翌日から**14日以内に届け出が必要**。必要書類など詳細は問い合わせを。

- 加入するとき(他市区町村からの転入、職場の健康保険をやめるときなど)…届け出が遅れる

と、保険料を加入資格ができた時点(届け出た日ではない)までさかのぼって納付(最長2年間)。また、その間にかかった医療費は全額自己負担。

- やめるとき(他市区町村への転出や職場の健康保険への加入時など)…届け出が遅れ、その間国保を使って診療を受けた場合は、国保が負担した医療費を返還。
- 保険証の記載内容変更(市内での住所変更、氏名の変更など)  
**問合せ** 保険年金課



### 大阪府域地方税徴収機構で 滞納整理を推進

高額な滞納があるなど、特定の対象者には「引継予告通知書」を送付し、納付意思が見られない場合などは、大阪府域地方税徴収機構へ徴収事務を引き継ぎし、差し押さえや公売などを実施します。取り

扱い事例は、長期間納付が滞っている、納付資力があるにもかかわらず納付がない、高額滞納など。  
**問合せ** 徴収対策課



### 公売について

大阪府域地方税徴収機構、徴収対策課では、差し押さえた財産を金銭に換え(換価)、滞納額に充てています。金銭以外の財産については、入札やせり売りなどの方法で公売を実施し、換価します。また公売には、不動産合同公売のように会場で行うものや、官公庁オークションサイトのようなインターネット上で行うものがあります(日程は広報誌・市ホームページでお知らせ)。  
**問合せ** 徴収対策課

